

# 匠瑳市議会平成21年12月定例会市議会議事日程（第15日）

12月18日（金曜日）午前10時開議

- 1 開 議
- 2 付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告
- 3 委員長報告に対する質疑
- 4 議案（第1号―第8号）に対する討論
- 5 議案（第1号―第8号）の採決
- 6 報告（第1号）の上程  
報告第 1号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 7 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 8 閉 会

---

## 出席議員（22名）

議 長	佐 瀬 公 夫 君	副議長	浅 野 勝 義 君
1 番	武 田 光 由 君	2 番	越 川 竹 晴 君
3 番	小 川 博 之 君	4 番	石 田 加 代 君
6 番	栗 田 剛 一 君	7 番	川 口 明 和 君
8 番	椎 名 嘉 寛 君	9 番	江 波 戸 友 美 君
10 番	荻 谷 進 一 君	11 番	田 村 明 美 君
12 番	佐 藤 悟 君	15 番	浪 川 茂 夫 君
16 番	林 芙 士 夫 君	17 番	佐 藤 浩 巳 君
18 番	佐 藤 正 雄 君	19 番	岩 井 孝 寛 君（早退）
20 番	石 田 勝 一 君	21 番	山 崎 剛 君
23 番	林 日 出 男 君	24 番	大 木 傳 一 郎 君

---

欠席議員（なし）

---

事務局職員出席者

事務局 長 若 梅 和 巳

主 幹 大 木 昭 男

主 査 補 林 朝 美

---

地方自治法第121条の規定による出席者

市 長 江波戸 辰 夫 君

副 市 長 伊 藤 正 勝 君

会 計 管 理 者 増 田 重 信 君

秘 書 課 長 小 林 正 幸 君

企 画 課 長 木 内 成 幸 君

総 務 課 長 角 田 道 治 君

財 政 課 長 宇 野 健 一 君

税 務 課 長 島 田 省 悟 君

市 民 課 長 大 木 公 男 君

環 境 生 活 課 長 岩 橋 光 男 君

健 康 管 理 課 長 椿 隆 夫 君

産 業 振 興 課 長 鈴 木 康 伸 君

都 市 整 備 課 長 茅 森 茂 君

建 設 課 長 野 澤 英 一 君

福 祉 課 長 鎌 形 廣 行 君

高 齢 者 支 援 課 長 柏 熊 明 典 君

市 民 病 院 院 長 秋 山 賢 明 君

教 育 委 員 会 長 江 波 戸 寛 君

教 育 委 員 会 長 梶 山 定 一 君

教 育 委 員 会 長 熱 田 康 雄 君

農 業 委 員 会 長 太 田 忠 治 君

教 育 委 員 会 長 熱 田 康 雄 君

開議の宣告（午前10時23分）

○議長（佐瀬公夫君） おはようございます。これより、去る12月15日の本会議散会前に引き続きまして本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



提出資料について

○議長（佐瀬公夫君） 次に、さきの本会議において資料請求があり、執行部と協議の結果、1、国民健康保険事業財政健全化計画財政収支見通し（改善前後比較表）、2、県内市の国民健康保険税（料）調定額の状況、3、県内市の国民健康保険税（料）率等の状況（平成20年度）の3件について配付することにいたしました。よって、各議員席に配付いたしました。配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 配付漏れなしと認めます。



付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告

○議長（佐瀬公夫君） 日程第1、日程に従いまして、これより各常任委員会に付託いたしました案件の議案第1号から議案第8号までの審査の経過と結果についてを一括議題といたします。

去る12月8日に各常任委員会に付託いたしました議案の審査の経過と結果は、お手元に配付のとおりであります。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 配付漏れなしと認めます。

これより各常任委員会の審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。

江波戸友美君。

〔総務常任委員長江波戸友美君登壇〕

○総務常任委員長（江波戸友美君） 皆さん、改めましておはようございます。御苦労さまでございます。

それでは、御報告申し上げます。

総務常任委員長報告。

平成21年12月定例会、総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る12月8日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第13目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正。

続いて、議案第7号 匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上議案2件で、この審査のため、去る12月9日午前10時から第2委員会室において、委員8名、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め、委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第13目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正について執行部から説明があり、その後質疑に入りました。

質疑では、地方交付税や臨時特例債にかかわる事項、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）改修工事、電子計算処理事業にかかわる事項等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第7号 匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、執行部から説明があり、その後質疑に入りました。

質疑では、所得減少の中での税率の改正、税率改正に伴う滞納額の推移、減免申請、一般会計からの法定外繰入及び国保財政健全化計画作成のあり方等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

以上で総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（佐瀬公夫君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

大木傳一郎君。

〔文教福祉常任委員長大木傳一郎君登壇〕

○文教福祉常任委員長（大木傳一郎君） 皆さん、おはようございます。

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

去る12月8日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第13目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第2項清掃費を除く）、第9款教育費、さらに議案第2号 平成21年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第3号 平成21年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第4号 平成21年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第5号 平成21年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第6号 匝瑳市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第8号 匝瑳市介護保険条例及び匝瑳市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案7件でした。

その審査のため、去る12月10日午前10時から第2委員会室において、委員6名及び議長、執行部側から副市長、教育長及び関係課長等の出席を求め、委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第13目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第2項清掃費を除く）、第9款教育費について、執行部から説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、生活保護費問題、野栄総合支所図書館について、市立保育所特別保育事業について、文化財の指定あるいは新型インフルエンザへの対応、事業仕分けによる影響等について質疑がありました。さらに、委員長からの質疑を行い、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、委員全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第2号 平成21年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、

執行部から説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、平成21年度の匝瑳市国民健康保険特別会計の見込み等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第3号 平成21年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、執行部からの説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、平成21年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計補正予算等について質疑があり、執行部からの詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第4号 平成21年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、執行部からの説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第5号 平成21年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第2号）について執行部からの説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、地域医療再生基金、香取海匝医療圏、匝瑳市民病院の内装の改修について質疑があり、執行部からの詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第6号 匝瑳市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について執行部からの説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、匝瑳市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止、匝瑳市養護老人ホームの現状等について質疑があり、執行部からの詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第8号 匝瑳市介護保険条例及び匝瑳市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について執行部からの説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

以上で文教福祉常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたしますが、発言の内容、要点については審査報告書に要点が記載されておりますので、お読みいただけるようお願いし、報告といたします。

○議長（佐瀬公夫君） 文教福祉常任委員長の報告が終わりました。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

武田光由君。

〔産業建設常任委員長武田光由君登壇〕

○産業建設常任委員長（武田光由君） おはようございます。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る12月8日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、以上議案1件でありました。

この審査のため、去る12月11日午前10時から第2委員会室において、委員7名及び議長、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め、委員会を開催いたしました。

その審査の経過と結果について御報告いたします。

議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費について、担当課長の説明を求め、質疑に入りました。

質疑では、ケブカトラカミキリ緊急防除委託料、仮称合併記念公園について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

以上で産業建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

○議長（佐瀬公夫君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

以上で各委員長の報告が終わりました。



#### 委員長報告に対する質疑

○議長（佐瀬公夫君） 日程第2、これより質疑に入ります。

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 私は、総務委員会で副委員長を仰せつかっておりますが、総務委員会について、1つお尋ねというんですか修正を求めたいんですが、ただいま配付されました

総務委員会審査報告書の中で、ページで言いますと、国保税の関係なんですが、国保の減免制度、17ページですね、それで件数をお尋ねしました。17ページのところのちょうど真ん中のあたりなんですが、島田税務課長の発言の中で、平成19年度が34件、平成20年度は36件、平成21年度は現在のところ5件であると、そのように確かに発言されています。

ただし、委員会終了後、税務課長のほうから、この件数についての修正があるということが伝えられました。その件について議員の方々、また執行部の方々全体にかかわることですので、税務課長のほうからの発言を求めたいと思うのですが、議長いかがでしょうか。

(「それはできない」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 暫時休憩します。

午前10時43分 休 憩

---

午前10時45分 再 開

○議長(佐瀬公夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

江波戸友美君。

○総務常任委員長(江波戸友美君) ただいまの田村議員の御質問についてお答えを申し上げたいと思います。

今の資料請求の件でございますけれども、変更の件でございますけれども、今の質問の内容の件数等についての変更した、修正した資料について、後刻、議員の皆様には資料を配付するという御了解をいただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) お諮りいたします。質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたしました。



## 議案（第1号―第8号）に対する討論

○議長（佐瀬公夫君） 日程第3、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、討論は議案第1号から議案第8号までを一括して行います。

初めに、議案第7号に対する原案反対者、田村明美君の登壇を求めます。

田村明美君。

〔11番田村明美君登壇〕

○11番（田村明美君） おはようございます。

ただいまから議案第7号 匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論いたします。日本共産党、田村明美でございます。

本議案は、所得の青色申告、白色申告が多くを占める匝瑳市民世帯の構成の上において、国民健康保険の被保険者及びその世帯に対し、はっきりとした負担の増大を図る条例改定議案であることから、断固反対いたします。

まず初めに、この議案が、国保税率の引き上げ議案が12月議会に上程されたことに怒りを禁じ得ないということを述べさせていただきたいと思います。

当局が、この議案と同時に匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画、平成22年度から平成26年度の5年間にわたっての財政健全化計画というのを提出し、私ども議案に配付されました。この健全化計画を研究検討しているという報告は、参考資料とともに前回の9月定例議会において私どもに配付されました。全員協議会も開かれました。

しかし、あくまでもこの国保の財政健全化計画は、策定に向けて検討しているという報告であったわけです。税率・税額をこれだけ上げればどうなのかという具体的な数字はその時点ではまだ出されていなかったと思います。突然12月議会の議案とともにこの健全化計画は策定したということで資料として提出され、税率引き上げの議案が出された。なぜこの時期に議案が上程されなければならないのでしょうか。

また、来年2月7日投票日として市長選挙が予定されています。現在の江波戸市長は議会において勇退されると、次の市長選挙には立候補されない旨を表明されました。とすれば、今度の市長選挙の重大な市民の関心事、争点になるべき課題ではないのでしょうか。それを今の勇退される市長執行のもとで、早々と12月議会に議案を上程し、市民の負担が本当に増大する、痛みを与えることを議決し決定しようとする。そのことに怒りを禁じ得ません。こういうのを政治的・政治主導と言うのでしょうか。また、官僚主導と言うのでしょうか。市長選

挙の前に決定してしまえということにはなかったのかと甚だ疑問です。まず、それが第一の反対理由であります。

それから、9月議会の大綱質疑で税務課長のほうでは、匝瑳市国保の保険税、現在現行は「保険税」ということになっていますが、「保険料」ということに見直すことも検討すると。その保険税と保険料の検討ということと、保険税率・税額の改定作業と同時に進めてまいりたいと明確に答弁されているんですね。とすれば、保険税のままでいくのか保険料と見直すのかということも含めた総合的な匝瑳市国保の研究、検討を十分時間をかけてすべきではないでしょうか。

保険税と保険料の検討については、策定された市国保財政健全化計画13ページで、平成22年度に具体化していくものとするというふうに記されています。それならば、保険税率・税額の改定についても平成22年度以降に検討する、あるいは決定していくというべきではないでしょうか。

第3に、平成20年度匝瑳市の国保会計決算では、匝瑳市の一般財源からの繰り入れは法定繰入金のみ2億1,525万5,000円ということでした。そして、苦勞されたことはわかりますけれども、収支決算は赤字ではなく黒字という報告でありました。そして、平成20年度末の国保財政基金残高、積立金の残高は1億342万5,000円あるということでありました。そして、平成21年度現在の国保会計の推移によって運営が非常に厳しくなり、収支見通しは約2億7,000万円の不足が見込まれる。当然、財政調整基金をほとんど取り崩さなければならない、また法定外、基準外の一般会計からの繰り入れも行わなければならない、これは大変だ。平成22年度以降どうしていくのか。急いで税率・税額の引き上げもせざるを得ないということでありました。なぜ平成21年度の国保財政が逼迫してくるのか。高度医療の進展による医療費の増大化、またこの10年以上20年間にわたって続けられている国の国保財政への支出の減額、実質上の減額ですね、ずっと行われているということ。

それから、保険税の収納率が低下、悪化してきている、それは被保険者世帯、市民の世帯の所得が減少していること、また家計が困難になってきて、税金を納めるという収納状況が年々悪化してきていることという歳入の問題、それから歳出の問題があります。

また、国民健康保険会計からの納付金というのが新たにふえました。後期高齢者医療制度、前期高齢者医療といったことが、また特定健診や特定保健指導の費用といったことも国保財政を圧迫する要因になっています。そもそも今回の匝瑳市国保財政の問題は全国的な重要な課題です。匝瑳市だけがこういった状況になっているわけではない。そして、国民皆保険制

度ということで、お金のあるなしにかかわらず、命と健康は国の政策・施策によって守られなければならないという社会保障制度ということから、国民健康保険という制度が行われていることから考えれば、一般会計からの繰り出し、繰り入れも検討しながら国保税率、税額の引き上げは行わないということを研究検討すべきではないでしょうか。

国民健康保険は1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして、制度化されたという歴史があります。

そして現在、国保加入者の所得は低下しているにもかかわらず、全国的には年々保険料・保険税が上がり、そのために被保険者世帯の支払いが困難となっている。そういった世帯がふえています。

そして、支払いが困難になってきている世帯に、保険証ではなくて資格証明書が発行され、資格証明書の世帯は、医療にかかったときに10割全額を一たん費用負担しなければならない。また、短期被保険者証のみを交付された世帯については、3カ月あるいは6カ月という期間が限定された中で医療にかかり続ける、継続医療を受給することも、継続というのが危ぶまれるといった状態が広がっています。

なぜこうなったのか。もとは、国も国庫負担率を引き下げたことにあります。1984年までは、かかった医療費の45%を国が負担する、国庫負担するということでした。それ以降、保険給付費の50%という条件になり、それはかかった医療費の38.5%という事実の算出に引き下げられました。

ここに大きな問題であり課題があります。8月30日投票日で行われました総選挙で、自民党・公明党の政府から民主党中心の政府にかわりました。現在新しい政府は、事業の見直しとともに法制度の改定も検討していく様相です。政権・政府が変わったわけですから、この機会をチャンスとして、匝瑳市としては、国・政府に対し国庫負担率を引き上げること、そして市町村の国保会計が十分機能するよう配慮することをはっきり求めるべきだと考えます。このことは、議会の執行部答弁の中で要求していく必要性は述べられましたけれども、実際に行っている、あるいはこれから政府に対して申し入れを行う計画だということは触れられておりません。今やるべきことはそのことではないでしょうか。そして、十分議会議員も含めたところでの時間をかけた検討が必要であると考えます。

以上のことから反対いたします。

○議長（佐瀬公夫君） 田村明美君による議案第7号に対する反対討論は終わりました。

続いて、議案第7号に対する原案賛成者、武田光由君の登壇を求めます。

武田光由君。

〔1番武田光由君登壇〕

○1番（武田光由君） 議案第7号 匠瑛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

このたびの税率改正は、被保険者の高齢化の進展に伴う診療回数の増加、また医療技術の進歩による高額な医療等の影響を受け、保険給付費等は年々増加傾向にある一方で、国民健康保険税は平成12年度以降、約10年間にわたり税率改正を抑制してきたことも起因しております。このため、ここ数年来は景気低迷の影響等も重なり、医療給付等の歳出を伴う税収を確保することが困難となり、毎年多額の財源不足に見舞われている状況下にありました。

また、平成20年度の医療制度改革により、後期高齢者の医療制度、支援金及び特定健診・特定保健指導が保険者負担とされたことから、財源不足に拍車をかける要因となっております。これらの財源不足を補てんするため、毎年度、財政調整基金を取り崩し、しのいできたことは周知の事実であり、頼みの綱の財政調整基金も底をつき、本年度は約2億7,000万円の赤字決算が余儀なくされたところであります。

執行部は、このように逼迫した財政状況を十分に認識し、本年度早々に国保会計の健全化に向けた検討委員会等を立ち上げ、平成22年度から平成26年度を計画期間とする匠瑛市国民健康保険事業財政健全化計画を策定されたところです。この財政健全化計画に歳入歳出全般にわたる改善案が盛り込まれ、中でも本年度の赤字決算見込み総額2億7,000万円につきまして、全額一般会計において補てんすることとし、この予算措置は本定例会に提案され、国保会計の赤字決算は回避されることとなります。

加えて、平成22年度及び平成23年度は負担の激変緩和措置として、一般会計から7,500万円ずつの特別繰入れを行い、負担軽減に努めております。財政事情が大変厳しい状況下にあつて、一般会計から総額4億5,000万円も特別繰入れを実施し、負担軽減に努められる姿勢は大変評価できる内容であります。

また、本条例案及び健全化計画の策定に当たっては、市議会及び国保運営協議会の意見を最大限尊重し、反映に腐心されることは意義深いと思うのであります。特に国保運営協議会への諮問に対し、委員会全員の賛成のもと答申されたことは、本市議会としても重く受けとめる必要があるものと考えます。よって、将来にわたって国保事業が安定的に運営継続できるようにする上で、税率の改正はやむを得ないものと判断するものであります。

しかしながら、新たな負担をお願いしなければならないことは、私自身も心が痛むところ  
であります。

討論の結びとして、匠瑤市国民健康保険事業財政健全化計画を策定したわけではありますが、  
国保財政の健全化に向け、計画に基づく取り組みに本腰を入れ、財政状況の好転化を図れる  
ように強く要望し、議案第7号 匠瑤市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて可決すべきものと考え、議員各位の御賛同を願うものであります。

○議長（佐瀬公夫君） 武田光由君による議案第7号の賛成討論が終わりました。

続いて、議案第7号に対する原案反対者、大木傳一郎君の登壇を求めます。

大木傳一郎君。

〔24番大木傳一郎君登壇〕

○24番（大木傳一郎君） 12月定例議会の討論に当たりまして、市長から提案された議案8  
件のうち1件、議案第7号 匠瑤市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい  
て、反対の立場で討論を行います。

今議会は、江波戸市長最後の議会ということで、私もかなり緊張感を持って臨みました。  
一番最大の驚きは、公明党議員が国保税の引き上げに賛成するという討論を行ったことに大  
変大きな驚きを感じました。私が驚くということよりも、公明党支持者あるいは学会の皆さ  
ん、このことを聞いたら、相当この事態に憂いを感じ失望するのではないかと。弱者の党で  
あり福祉の党だった公明党が、いよいよ弱者に対する仕打ちに賛成すると。結局、人よりコ  
ンクリート、国がそういう無駄遣いに税金をどんどん投入して、国保事業に対する予算をど  
んどん削ってきた、それを容認するという重大な逆への道、国民不在の道に歩み出したんじ  
ゃいかと大変がっかりというのか、失望いたしました。これは私の気持ちから言わざるを得  
ない、叫びですので、全議員、議長、容認お許しをいただきたい。

では、なぜ反対するかということの数点にわたって私のほうから述べたいと思います。

1つは、これ以上の市民の痛み、重税感、これはもう限界に達しているということであり  
ます。今市民は、国保税について払いたくても払えない、高過ぎる、引き下げてほしいとい  
うのが市民の願いです。今生活保護の世帯数がどんどんふえ続ける、住宅ローンとかいろい  
ろなローンを払いたくても払えない、手放さざるを得ないという大変な局面を迎えている。  
そういう中で、これほどの重税というのは市民生活を破壊に導くものであると、それを容認  
するわけにはいかないと。

第2に、今回の増税というのは余りにも重過ぎる。平均の増税額を見ますと、1世帯

当たり、平成22年来年度の第1次引き上げ、第1次増税、1世帯当たり3万1,061円です。これが平成24年、第2次増税には1世帯当たり4万6,523円、何と26%増です。こんな増税ってありますか。応益応能を見ても増加率は、いわゆる低所得に重くなる応益負担、これが第1次増税で2万482円、率にして35.5%の増税になります。低所得者には35.5%、いわゆる応能負担は8.6%、低所得者にとっても重い増税です。これが第2次の引き上げ、第2次の増税の平成24年度には応益負担、いわゆる低所得者に58.8%、3万3,931円の増税になるんです。ある程度の所得のある方々には10.2%、1万2,592円、増加率が低所得者に重い増税計画になっているということです。1人当たりにしても、第1次増税に1人当たり平成22年は1万4,914円、1万5,000円です。第2次増税で、平成24年度には1人当たり2万2,193円、26.2%。1人当たりにしても1世帯当たりにしても、国民、市民に大変大きな負担を強いる。

千葉日報では、年収300万から350万の世帯は年間で来年6万1,730円の引き上げ、2012年、いわゆる平成24年には9万2,816円上がります。これを私も質疑したら、それは誤報だと。恐らく年収440万円から505万円の方々ですと。千葉日報の報道は誤報だと言いました。それにしても440万円から505万円の所得の人は、平成24年度には、約9万円を超える負担増になるということは間違いないわけです。

第3の反対理由を述べたいと思いますが、これ以上の引き上げをもしやした場合、制度の破綻を招くということです。国保事業という、この事業そのものの根底を打ち崩すことになる。税の収納率を見てください。収入済額の経過を見てみて実数を見てください。収納率、平成5年には何と85%の収納率があったわけです。ところが、現在、平成20年度は収納率59.9%、いわゆる5割台に突入、6割を切るというかなり深刻な、そして値上げしなくとも1年で3.5%も収納率が落ち込むという、もう払いたくても払えないという事態が進行しているということです。もしこれを引き上げたら、さらに来年は、再来年は、その翌年は、収納率がさらに悪化するということはもう明白ですよ。場合によっては、半分以上の市民が払えない。そういう事態が目前に迫っているということです。市長が当選して12年、平成12年に第1回目の市長が当選して間もなく、引き上げた途端に収納率が悪くなったんですよ、データ的に見れば。これは、恐らくその繰り返しをやることになる。調定額見てくださいよ、平成20年度のデータでしょう。調定額23億円ですよ。23億円、本来国保事業として税金があるはずなのに、実際に収入済額というのは13億台ですよ。23億円税金が入る予定なのが、13億円しか入らないという、この現実を放置しておいて、さらに引き上げると。不納欠損もど

んどんふえ続けると。この不納欠損というのは、国保の不納欠損総数の736件のうち、生活困窮で払いたくてももう本当に払えないというのは、736件のうち582件、ほとんど払いたくても払えないというのが現実なんです。さらに私は反対の理由で強調したいのは、この引き上げによって医療難民が一層拡大するということです。病気になって、治療したくても病院に行けない。よくテレビや新聞で報道されるひとり暮らしの高齢者が亡くなっているという状況とか、病気にかかっても医療費を、医療費というより国保税を払えないから行けない、重症化するというようなこと。そういう医療難民が拡大し、病気の重症化が進むと。いわゆる匝瑳市においても被保険者世帯数が約8,000世帯、7,800世帯、そのうち滞納世帯が約2,000世帯、資格証明書の発行数が165前後、結局無保険状態が広がると景気が悪い、失職によるリストラとか失職による状況、事業主がいわゆる従業員に対する加入をしない、あるいは滞納によって無保険化になる。

次に、5つ目の反対の理由なんです、どうしてもやはり今まで自民党と公明党を支持した執行部、市長を先頭にですね、そういうことですので、どうしても政府に対する運動が弱いわけですよ。いつも答弁は市長会を通じて、地方六団体を通じて運動している。これは確かに効果は全くないとは言いません。しかし、市民と一体になってこの事態を切り抜けていくという、市民にこの国保事業の実態がなぜ起きているのかということを広報とか、あるいはいろんな通知で市民に知ってもらって、国保運営協議会でもそんなことを言わないでしょう。なぜ、こういう事態になっているかと。いわゆる抜本解決に弱腰だということですよ。こういう事態を招いたのは、小泉医療改革にずっと呼応してきた結果ですよ。医療崩壊の結果的に行政が、匝瑳市がその手足になってきたということが原因なんです。だからこそ、先ほどの賛成答弁になるわけですよ、与党であったわけですから。

この匝瑳市の国保事業の財政危機の最大の要因というのは国の責任ですよ。これを免罪してしまう、社会保障費を毎年2,200億円をどんどん減らす、後期高齢者を創設して、国保税の収納に悪影響を与えると、ここに最大の要因があるわけですよ。ところが、市がつくった財政再建計画を読みますと、国保会計の行き詰まりの要因について、そこへの言及は極めて弱いんです。国保事業の行き詰まりの要因として医療費の増加、じゃこれはだれが医療費を増加させたか、保健事業費の増加、国保税の税率、いわゆる所得の減少、いわゆる調定額の減少、収納率の低下、これが行き詰まりの要因ですと強調しているわけですよ。何でこうなったのかという、その奥を深く探求するところが弱いわけですよ。当然やるべきことは政府の医療施策の転換、先ほども田村議員からのお話があった国保負担の削減、いわゆる1984

年以来、本来国の手厚い保護がない限り、この事業は成り立たないことになっているわけですよ。49.8%の国庫の負担が現在27.1%、総収入のうちの国庫支出金がどんどん削られてきた、その結果なんですよ。いわゆる自民・公明の政権による地方いじめですよ、これは。国保事業を破綻に導く負担を削った結果こういう状況に、市民に増税を求めなければならないとわかりました。

ですから、新しい政権ができたわけですから、政権もはっきり言ってふらふら状態ですよ。このふらふら状態をやっぱりしっかりさせるのは、執行部、我々議員が物申すということがふらふらから、きちんと国保事業の再建のため国が動くことになるわけですよ。

ちょっと省略します。第6点として、独自の努力が弱い、国保事業再建のための。それは国民健康保険法の第44条、窓口負担の軽減の免除の活用あるいは無料定額診療時の、これ九十九里ホームでやっているそうですが。あるいは県内33市で進めている恒常的な一般会計からの繰り出し、葬祭費が半減になった後期高齢者の導入、これを一刻も早くもとに戻すという、以上の6点を述べて、反対の討論といたしたいと思います。

最後に、そういうわけですから、本腰を入れた関係政府機関への意見、要望の提出、新政権へのマニフェストでは国民皆保険を守りますと、そして財政支援を強化し、地域間の格差を是正しますと、後期高齢者医療制度は廃止しますと、こう述べているわけですから、その実行を迫っていくと。そして、できるだけ早く、国保税を引き上げるのではなくて引き下げる条例の提案を強く求めて討論といたしたいと思います。

以上です。

○議長（佐瀬公夫君） 大木傳一郎による議案第7号に対する反対討論は終わりました。

以上で通告による議案に対する討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。



#### 議案（第1号—第8号）の採決

○議長（佐瀬公夫君） 日程第4、これより議案の採決をいたします。

ただいまの出席議員数は21名であります。

議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 平成21年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成21年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成21年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成21年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 匝瑳市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 匠瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐瀬公夫君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 匠瑳市介護保険条例及び匠瑳市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11時30分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（佐瀬公夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

提出資料について

○議長（佐瀬公夫君） ここで申し上げます。総務常任委員会委員長から提出された委員長報告関係書類の訂正について及び平成18年12月定例会会議録抜粋、以上2件について開議前に議会運営委員会にお諮りし、議席に配付することにいたしました。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 配付漏れなしと認めます。

---

日程の追加

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。本日、市長より報告第1号 専決処分の報告につ

いて（損害賠償の額の決定及び和解について）、以上報告1件の送付があり、これを受理いたしました。

開議前に議会運営委員会にお諮りし、上程することといたしました。よって、この際、報告1件について本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。よって、報告1件について本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、報告第1号の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 配付漏れなしと認めます。



#### 報告第1号の上程

○議長（佐瀬公夫君） 報告第1号を議題とします。

お諮りいたします。議案の朗読を省略して、直ちに市長から提案理由の説明を求めことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号について、これより市長の提案理由の説明を求めます。

江波戸市長。

〔市長江波戸辰夫君登壇〕

○市長（江波戸辰夫君） それでは、追加案件の提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

本件は、市有自動車による交通事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告をするものであります。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（佐瀬公夫君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 損害賠償額15万1,798円ということで、人身事故というように思えるんですが、詳細な説明をいただきたいと思います。それから、保険での支払いになるのか何なのか、お願いします。

○議長（佐瀬公夫君） 梶山学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（梶山定一君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

この交通事故の発生日時は平成21年8月7日午後3時15分ごろで、概要ですが、豊栄小学校の児童が水泳指導のために、匝瑳市市有のバスで須賀小学校のプールに行った帰り、市のバスが豊栄小学校の校門わきに停車のためにバックしたところ、後方に横向きで停車してあった軽トラックの側面に衝突したという事故でございます。

原因は、バスの運転手の後方不注意によるものです。事故の被害は軽トラックの運転席、右側ドア周辺の破損ということです。軽トラックには人は乗っておらず、市バスには5年生児童18名、教諭1名、運転手1名が乗車していましたが、けがはなしと。それから、市バスの破損もなしと、そのような事故でございます。

以上です。

○議長（佐瀬公夫君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） 概要はわかりました。それで、この件については和解ができて、市と相手方とは、今後本件に関し、一切異議及び請求の申し立てをしないということになっていきますので、専決処分ですからこのような報告だと思えるんですが、今後についてなんですけれども、これも校庭内での市が所有する自動車、バスで、児童が乗るバスということですね。それが学校に帰ってきたときの衝突事故ということで、二度とこういったことがないようにというような注意ということでは、運転手や児童生徒に注意喚起するということは当然ですけれども、客観的なところでどういった防止策を講じる必要があるか、また講じる計画であるのか、一切ないということはないと思いますので、説明ください。

○議長（佐瀬公夫君） 梶山学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（梶山定一君） 市バスを運転していたのは、これバスは市のバスなんですけれども、運転手は市から委託した椿運輸の運転手です。ということで、椿運輸と運転手には再発防止を強く申し入れました。

以上です。

○議長（佐瀬公夫君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） 教育委員会が答弁されているので、改めて防止策というので求めたいんですが、といいますのは、飯高小学校も統廃合ということで、来年4月からはスクールバスで通学するということになりました。スクールバスの運行は教育委員会が管理ということだろうと思うんですね。同じく運転手がどういった方かというのも、運行業務を委託するのかとかいうことだろうと思うんですね。

そうすると、同様の事故のケースというよりも同様の状況がふえると。それで、現在も米倉分校が廃校になったことから、スクールバスは米倉方面から八日市場小学校のほうに毎日通学のために動いていますよね。ですので、これからそういった関係の台数がふえるということと、それから児童を乗せるということ、それから運行業務が業者への委託であるということで、防止策というのをもう少しきちんと整備しなければいけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐瀬公夫君） 梶山学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（梶山定一君） 飯高小学校の廃校に伴うスクールバスの運行につきましては、現在、学校職員、飯高小学校職員、それからPTAの代表、教育委員会の担当で内容について詰めているところでございます。当然安全の管理についても、その中で十分配慮をしていきたいと思っております。

以上です。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。報告第1号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。

これをもって報告第1号の質疑を打ち切ります。



#### 日程の追加

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。本日、市長より人権擁護委員法第6条第3項の規定による候補者の推薦についての送付があり、これを受理いたしました。開議前に議会運営

委員会にお諮りし、上程することといたしました。よって、本案について本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案については本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、案件の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 配付漏れなしと認めます。



### 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(佐瀬公夫君) 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

お諮りいたします。本案の朗読を省略して、直ちに市長から提案理由の説明を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。

これより市長から提案理由の説明を求めます。

江波戸市長。

[市長江波戸辰夫君登壇]

○市長(江波戸辰夫君) それでは、追加案件の人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、説明を申し上げさせていただきます。

本件は、本市の区域に置かれている人権擁護委員9名のうち1名が、平成22年3月31日に任期満了となりますことから、1名を人権擁護委員候補者として法務大臣あてに推薦いたしたく、人権擁護委員会法第6条第3項の規定により議会の意見を求める次第でございます。

平成22年4月1日付でもって委嘱をされます候補者について申し上げますと、椎名政子様、匝瑳市堀川4066番地1、昭和23年5月19日生まれでございます。

よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(佐瀬公夫君) 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより御意見を求めます。

江波戸友美君。

○9番（江波戸友美君） この候補者の推薦の根拠はわかりました。よろしければ簡単な経歴等をお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐瀬公夫君） 小林秘書課長。

○秘書課長（小林正幸君） それでは、私のほうから椎名政子様を経歴を申し上げさせていただきます。

椎名様は、生年月日から言いますと満61歳でございます。堀川4066番地1にお住まいでございますまして、職業は農業でございます。高卒でございますまして、昭和42年3月に学校を卒業されて以来、ずっと農業に従事している方でございます。

その間におきまして、何点か椎名様の公職といたしまししょうか、公での対応という部分で調べさせていただきましたところ、平成12年から平成17年まで、当時の野栄町の食生活改善推進委員会の会長を務められております。それから、同時期には野栄町の体育指導委員さんもやられているということでございます。

なお、今年11月25日から現在に至る部分でございますが、匠瑤市環境基本計画策定市民ワークショップ委員も務められているということで伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐瀬公夫君） 江波戸友美君。

○9番（江波戸友美君） 人権擁護、「人権」という言葉が非常に重きを置く社会でございますまして、擁護委員に仮になったと仮定した場合に、なった後について、この擁護委員さんに対する研修とでもいいまじょうか、多少の法令上の内容も交えて、そのような予定はあるんでしょうか、また過去にあったんでしょうか、今後はどうでしょうか。

○議長（佐瀬公夫君） 小林秘書課長。

○秘書課長（小林正幸君） 人権擁護委員の委嘱は法務大臣が行うということで、国の機関に属する部分でございます。その中におきまして、当匠瑤市では匠瑤市の人権擁護委員を9名おいででございますが、その方々の研修、これは国の機関、それから県の機関、市の機関ということで、それぞれの部分で必要な研修を行っているというのが現況でございます。ちなみに、匠瑤市の人権擁護委員につきましては、多古町と部会をつくってございまして、必要な研修を年3回、場合によっては4回という枠でやっている現況でございます。

以上でございます。

○議長（佐瀬公夫君） ほかに御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。人権擁護委員の候補者の推薦についての意見を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。

これをもって人権擁護委員の候補者の推薦についての意見を打ち切ります。

以上で人権擁護委員の候補者の推薦についてを終結いたします。



### 市長あいさつ

○議長（佐瀬公夫君） ここで、江波戸市長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいま、議長さんからの発言の許可をいただきましたので、しばらくの間お時間を拝借させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、12月定例会大変御苦勞さまでございました。まずもって提案をさせていただきました案件につきましては、すべて御可決を賜りまして大変ありがとうございました。心から御礼を申し上げる次第でございます。

さて、私の匠瑳市長としての任期は平成22年2月25日でございます。定例の市議会への出席につきましては今定例会が最後となりますので、お許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

既に御案内のところではありますが、私は今期をもちまして退任をいたします。今日に至るまでの間におきましては、多くの方々から大変ありがたいお言葉を、また激励もたくさんいただいております。特に、政治は年齢ではないよ、政治は心だと、市長の今日までの政治姿勢をもって、市民に対する喜びと思いやりの心で今一度の声には大変感銘を受けたものでございます。今は、ただただ多くの皆様方に感謝の気持ちでいっぱいでございます。

八日市場市の時代から通算いたしますと、市長といたしまして3期の間、私が政治を志す上での信条といたしました「心温かい政治、喜びを分かち合える政治」、政治とは正しく攻めて治めると心に置きまして、自分なりに、その時代時代にあらゆる角度から分析をさせていただきながら、少しでも市民の皆様方に喜んでいただける施策の実現に向けまして、手前みそではございますが、渾身の力を注いでまいったと自負をするものでございます。

また、本市におきましては当面する大きな政治課題もあるわけでございますが、任期中に

果たすことのかなわない事案につきましては、次の市長の手腕に託したいと思います。総括してみますと現行の任期の中にありまして、個人的には、あれもしたかった、これもしたかったとのいろいろな思いも交錯をしているところがございますが、今こうしてお世話になった市議会議員の皆様方にあいさつをさせていただくことができ、極めてすがすがしい気持ちと安堵の気持ちで満たされておるところでございます。本当にありがとうございました。

昭和46年4月30日に市議会議員当選以来、市議会議員4期、県議会議員2期、市長としては3期の間、ふるさとの政治家といたしまして、ことし35年余りにわたり、本当に皆様方とお会いし、言葉を交わす中での交流のすばらしさを存分に体験することができました。このことこそが私の大きな財産でございます。と同時に、私は匠瑳市の中で一番幸せな男だと思っておるところでございます。この幸せは、だれから与えられたものかと言うなれば、皆様からいただいたもので、宝物でございます。心から感謝と御礼を申し上げます。

結びに当たりまして、市長としての任期満了日までは、あと69日間を一生懸命務め上げ、その後におきましては、市民の皆様からいただきました宝物、いわゆるぬくもりと思いやりの心をしっかりと胸に抱きつつ、私の愛するふるさと匠瑳市発展のためにお役に立てることがありましたならば、喜んで応援をしてみたいとお誓いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（佐瀬公夫君） 市長の発言が終わりました。



#### 閉会について

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。今定例会に付議された事件はすべて議了されました。よって、会議規則第8条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決しました。



#### 議長あいさつ

○議長（佐瀬公夫君） ここで、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る12月4日に招集されて以来、会期15日間にわたりましたが、この間にお

ける皆様方の御精励と御苦勞に対しまして衷心より深く感謝を申し上げる次第であります。

皆様におかれましては、時節柄、御自愛の上、さらに一層の御活躍をお祈り申し上げまして、簡単でございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



### 閉会の宣告

○議長（佐瀬公夫君） これにて、匠瑳市議会平成21年12月定例会を閉会いたします。

午後 1時21分 閉 会